

市有財産への食料及び飲料自動販売機に係る質問書に対する回答

No	項目（ページ数等）	質問内容	回答
1	「市有財産への食料及び飲料自動販売機設置事業者募集要領」 8 ページ	3F に設置されているカップ機は撤去になるのでしょうか？	撤去いたしません。
2	「市有財産への食料及び飲料自動販売機設置事業者募集要領」 3 ページ	契約期間についてですが、令和 10 年 8 月 31 日迄なのでしょうか？	ご認識のとおりです。
3	「市有財産への食料及び飲料自動販売機設置事業者募集要領」 10 ページ	日配品は販売する全商品が対象でしょうか？ それとも数品だけでもよろしいのでしょうか？	全商品である必要はありません。 (再掲) 販売品目の条件 ・パン・弁当・おむすび等日配品を必須とし、これらに類する食品などを組み合わせた多品種、多品目の構成に努めること。 ・販売商品の賞味期限の管理などの衛生管理は徹底すること。 ・販売品の構成については、事前に区と協議を行うこと。